給与支払報告書（個人別明細書）記載例

9

種別	※ 整理番号	※

(受給者番号)123-456789

(個人番号) 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1

(役職名) 係長

(フリガナ) ナルト タロウ

氏名 鳴門 太郎

支払を受ける者	住所	鳴門市撫養町南浜字東浜2000番地

種別	支払金額	給与所得控除後の金額（調整控除後）	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給与等	内 6,000,000 円	4,360,000 円	4,130,000 円	内 0 円

(源泉)控除対象配偶者の有無等 有	従有	老人	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族等の数（配偶者を除く。） 特定	従	老人	従	その他	従	特親	従	16歳未満扶養親族の数	障害者の数（本人を除く。） 特別	その他	非居住者である親族の数
○			380,000 円	1 人	従	1 内	1 人	従	人	従	1 人	従	1 人	内 人	人 2 人

特定親族特別控除の額	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
630,000 円	内 200,000 円 700,000	120,000 円	50,000 円	11,500 円

(摘要)

前職:(株)鳴門重工 令和8年3月31日退職

支払金額:1,500,000円、社会保険料:120,000円、源泉徴収税額:50,000円

生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額
	33,000 円	150,000 円	100,000 円	円	78,000 円

住宅借入金等特別控除の額の内訳							
住宅借入金等特別控除適用数	1	居住開始年月日(1回目)	31 年 4 月 1 日	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住(特)	住宅借入金等年末残高(1回目)	12,000,000 円
住宅借入金等特別控除可能額	120,000 円	居住開始年月日(2回目)	年 月 日	住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年末残高(2回目)	円

(源泉・特別)控除対象配偶者							
(フリガナ)	ナルト ハナコ	区分		配偶者の合計所得	300,000 円	国民年金保険料等の金額	150,000 円
氏名	鳴門 花子					旧長期損害保険料の金額	20,000 円
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2					基礎控除の額	1,040,000 円
						所得金額調整控除額	円

控除対象扶養親族等				16歳未満の扶養親族			
1	(フリガナ)	ナルト イチロウ	区分	1	(フリガナ)	ナルト シロウ	区分 ○
	氏名	鳴門 一郎			氏名	鳴門 四郎	
	個人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3			個人番号	5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6	
2	(フリガナ)	ナルト ジロウ	区分 01	2	(フリガナ)		区分
	氏名	鳴門 次郎			氏名		
	個人番号	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4			個人番号		
3	(フリガナ)	ナルト サブロウ	区分 10	3	(フリガナ)		区分
	氏名	鳴門 三郎			氏名		
	個人番号	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5			個人番号		
4	(フリガナ)		区分	4	(フリガナ)		区分
	氏名				氏名		
	個人番号				個人番号		

5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号

5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号

未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者 特別	その他	寡婦	ひとり親	勤労学生

中途就・退職 就職	退職	年	月	日	受給者生年月日 元号	年	月	日
○		8	4	1	昭和	45	1	1

支払者		
個人番号又は法人番号	1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1	(右詰で記載してください。)
住所(居所)又は所在地	鳴門市撫養町南浜字東浜170番地	
氏名又は名称	株式会社 鳴門製薬	(電話) 088-684-1129

給与支払報告書（個人別明細書）

（市区町村提出用）

住所

受給者の**令和9年1月1日(退職者は退職時)現在の住所(住民票登録地)**を本人に確認のうえ、番地・方書まで必ず記載してください。

給与所得控除後の金額

給与所得金額の速算表を参考に、給与所得金額を記載してください。所得金額調整控除がある場合は、所得金額調整控除額を控除した後の金額を記載してください。

特定親族特別控除の額

「給与所得者の特定親族特別控除申告書」に基づき計算した特定親族各人の特定親族特別控除の額の合計額を記載してください。

社会保険料等の金額

「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて控除した社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の額の合計額を記載してください。小規模企業共済等掛金の額がある場合は、内書きしてください。

摘要欄

①給与に前職が含まれている場合は**前職の退職年月日、会社名、支払金額、社会保険料、源泉徴収税額**を記載してください。

②同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)を有する方で、その配偶者が、障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合は同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載してください。(例:「氏名(同配)」)

③所得金額調整控除がある場合は下記の例にならって記入してください。ただし、扶養親族の氏名が「(源泉・特別)控除対象配偶者」・「控除対象扶養親族」・「16歳未満の扶養親族」欄に記載されている場合は本欄での記載を省略できます。
・同一生計配偶者が特別障害者の場合
→ 例) 鳴門 花子 (同配)
・扶養親族が特別障害又は23歳未満の場合
→ 例) 鳴門 一郎 (調整)
※本人が特別障害者の場合は記載不要です。

④年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例の適用がある場合は、「租税特別措置法第41条の15の5第1項適用」と記載してください。

控除対象扶養親族等

扶養控除の対象となる扶養親族の**氏名、フリガナ及び個人番号**を記載してください。(非居住者である場合には、区分欄に01から04の区分を記載してください。01:30歳未満又は70歳以上、02:30歳以上70歳未満の留学生、03:30歳以上70歳未満の障害者、04:30歳以上70歳未満で38万円以上の送金を受けている)
特定親族特別控除の適用を受ける場合には、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」に基づき計算した特定親族各人の特定親族特別控除の額に応じて、「特定親族特別控除の額の区分」を記載します。

特定親族特別控除の額	区分(特定親族が居住者)	区分(特定親族が非居住者)	合計所得金額
63万円	10	11	62万円超85万円以下
61万円	20	21	85万円超90万円以下
51万円	30	31	90万円超95万円以下
41万円	40	41	95万円超100万円以下
31万円	50	51	100万円超105万円以下
21万円	60	61	105万円超110万円以下
11万円	70	71	110万円超115万円以下
6万円	80	81	115万円超120万円以下
3万円	90	91	120万円超123万円以下

氏名・個人番号

受給者の**個人番号・氏名・フリガナ**を必ず記載してください。

源泉徴収税額

年末調整後の源泉徴収税額を記載してください。年末調整をしない場合は、前年中に源泉徴収された税額の合計額を記載してください。

生命保険料の控除額・地震保険料の控除額

「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて控除した金額をそれぞれ記載してください。金額の内訳についても必ず記載してください。

住宅借入金等特別控除の額・内訳

年末調整の際に源泉徴収税額が0円になった場合は必ず、**住宅借入金等特別控除の額、住宅借入金等特別控除可能額、居住開始年月日、住宅借入金等特別控除区分**を記載してください。

基礎控除の額

「給与所得者の基礎控除申告書」から転記してください。

・合計所得金額132万円以下:104万円(改正前:95万円)
・合計所得金額132万円超336万円以下:104万円(改正前:88万円)
・合計所得金額336万円超489万円以下:104万円(改正前:68万円)
・合計所得金額489万円超655万円以下:67万円(改正前:63万円)
・合計所得金額655万円超2350万円以下:62万円(改正前:58万円)
※合計所得2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

所得金額調整控除の金額

所得金額調整控除の金額がある人で、年末調整をした方のみ記載してください。

(源泉・特別)控除対象配偶者・16歳未満の扶養親族

控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整を行っていない場合は、源泉控除対象配偶者)及び16歳未満の扶養親族の**氏名、フリガナ及び個人番号**を記載してください。(非居住者である場合には、区分欄に○を付してください)

本人該当事項

本人が該当する欄に○印を記載してください。
・勤労学生の合計所得金額の要件:89万円以下(改正前:85万円以下)

中途就・退職

前年中に中途就職または退職の場合は、就職・退職欄に○印をつけ、その年月日を記載してください。

受給者生年月日

受給者の**生年月日**を必ず記載してください。

給与支払報告書（個人別明細書）は市町村提出用を1人につき1部作成し、総括表を付けて提出してください。
普通徴収に該当する従業員がいる場合は、個人住民税普通徴収該当理由書兼仕切紙をあわせてご提出ください。

●問い合わせ・提出先
〒772-8501徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170番地
鳴門市役所税務課（市民税担当）
TEL：088-684-1129